

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 香川県小豆郡土庄町湍崎甲347番地2
氏 名 有限会社 小豆島
取締役 小川 大介
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

第14条第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の許可を受けた者であることを証する。
~~第14条の2第1項~~

香川県知事 池 田 豊 人



許可の年月日 令和5年1月4日
許可の有効年月日 令和9年11月13日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無：積替え又は保管を含む。
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類
①汚泥②廃油③廃酸④廃アルカリ⑤廃プラスチック類⑥紙くず⑦木くず⑧繊維くず⑨動植物性残さ⑩ゴムくず⑪金属くず⑫ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑬がれき類 以上
ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含む。
水銀使用製品産業廃棄物	含む。
水銀含有ばいじん等	含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ裏面記載のとおり。
3. 許可の条件
上記の積替保管場所又はその設置場所を変更する場合は、あらかじめ香川県知事の承認を受けること。
4. 許可の更新又は変更の状況
平成19年11月14日 (当初許可)
平成24年11月30日 (更新許可)
平成29年12月26日 (更新許可)
平成30年9月10日 (変更許可)
令和5年1月4日 (更新許可)
令和6年12月19日 (積替え保管場所の変更により書換え交付)
5. 積替え許可の有無 有 ・ 無
市名 余 白 許可番号 余 白
6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

備考
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
- (1) 設置場所：香川県小豆郡土庄町小部字多大佐乙731番1 以上
面 積:10.0㎡ 最大積上高:2.0m 保管上限:20.0㎡
積替保管を行う産業廃棄物の種類：①汚泥②廃油③廃酸④廃アルカリ⑤動植物性残さ
 - (2) 設置場所：香川県小豆郡土庄町小部字多大佐乙731番1 以上
面 積:8.0㎡ 最大積上高:1.0m 保管上限:8.0㎡
積替保管を行う産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類
 - (3) 設置場所：香川県小豆郡土庄町小部字多大佐乙731番1 以上
面 積:8.0㎡ 最大積上高:1.0m 保管上限:8.0㎡
積替保管を行う産業廃棄物の種類：①木くず②紙くず③繊維くず④ゴムくず
 - (4) 設置場所：香川県小豆郡土庄町小部字多大佐乙731番1 以上
面 積:8.0㎡ 最大積上高:1.0m 保管上限:8.0㎡
積替保管を行う産業廃棄物の種類：①金属くず
 - (5) 設置場所：香川県小豆郡土庄町小部字多大佐乙731番1 以上
面 積:10.0㎡ 最大積上高:1.0m 保管上限:3.3㎡
積替保管を行う産業廃棄物の種類：①がれき類
 - (6) 設置場所：香川県小豆郡土庄町小部字多大佐乙731番1 以上
面 積:60.0㎡ 最大積上高:1.0m 保管上限:20.0㎡
積替保管を行う産業廃棄物の種類：①ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
 - (7) 設置場所：香川県小豆郡土庄町淵崎字休待甲342番地 以上
面 積:14.0㎡ 最大積上高:2.0m 保管上限:20.0㎡
積替保管を行う産業廃棄物の種類：①汚泥
 - (8) 設置場所：香川県小豆郡土庄町淵崎字休待甲342番地 以上
面 積:14.0㎡ 最大積上高:2.0m 保管上限:10.0㎡
積替保管を行う産業廃棄物の種類：①がれき類
 - (9) 設置場所：香川県小豆郡土庄町淵崎字赤石甲447番34 以上
面 積:6.84㎡ 最大積上高:1.2m 保管上限:8.0㎡
積替保管を行う産業廃棄物の種類：①ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
 - (10) 設置場所：香川県小豆郡土庄町淵崎字赤石甲447番34 以上
面 積:6.84㎡ 最大積上高:1.2m 保管上限:8.0㎡
積替保管を行う産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤ゴムくず⑥金属くず⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑧がれき類
 - (11) 設置場所：香川県小豆郡土庄町淵崎字赤石甲447番34 以上
面 積:6.84㎡ 最大積上高:1.2m 保管上限:8.0㎡
積替保管を行う産業廃棄物の種類：①木くず

ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

種 類	左欄の産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所
石綿含有産業廃棄物	(5)、(8)

以 下 余 白